

## 国立大学法人佐賀大学役員会指針について

### 1. 国立大学法人佐賀大学役員会指針とは

佐賀大学（以下「本学」という。）が当面する諸課題を迅速かつ公平公正に解決するため、特定の課題に対する指針を役員会において作成する。この指針を「役員会指針」という。

役員会指針は、本学の各種方針等（大学憲章、中長期ビジョン、中期目標・計画及び各種学内規則等）の実施や法令遵守などにかかわる重要な事項であり、執行部全体の共通認識とする。

### 2. 役員会指針の作成手順

役員会指針の作成は、本学のすべての役員、教職員、学生及び部局等の発案や要請を受け、必要に応じて検討する。作成に当たっては、各理事室、学長室、事務局等が中心となって素案を作成し、拡大役員懇談会で協議し、役員会で全員の合意を得る。

### 3. 役員会指針の運用方法

役員会指針は、本学の各種方針等を実質化するためのツールとして運用し、その指針に沿った取組の成果等については、別に定める評価に基づいて、評価反映特別経費等の予算配分に反映させる。

### 4. 具体的な課題の例

#### \* ガバナンス及び評価等に関する事項

- ・ 組織のガバナンス、法令遵守、危機管理、経営協議会、監査
- ・ 組織と業務の見直し評価
- ・ 教育研究に関するセンターやプロジェクト等の評価
- ・ 人事評価、教員選考

#### \* 個別の組織運営等に関する事項

- ・ 全学教育機構、低平地沿岸海域研究センター等
- ・ 事務組織の改組再編

#### \* 将来構想等に関する事項

- ・ 正門整備、美術館建設等

#### \* その他